

平成 30 年 10 月 2 日

30 年中間貯蔵施設地権者会

会長 門馬 好春 様

環境省

中間貯蔵事業における地上権設定に対する補償方針は、売買に代わる長期間安定的な土地の使用権を得るといった類を見ない用地取得に対して、損失補償基準を念頭に置き、公共用地のルールの下で考え得る適正な方針とするため、専門家である不動産鑑定士の鑑定結果を踏まえ、環境省で決定したものであり、適正なものです。

買取り又は地上権設定の選択肢を提示している中で、所有権取得できる売買契約の補償額より将来土地を返還する地上権設定契約の補償額の方が高くなるのは、補償の原則である公平・公正を欠くこととなり、環境省としては不適正と考えています。

地権者会のお考えは理解しますが、これまでも説明したとおり、環境省の補償方針は適正なものと考えており、この方針を変更することはありません。

以上